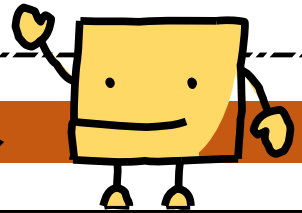


倉敷市国民健康保険課からのお知らせ



はり・きゅう施術を受けられる方へ

保険が使える場合

- ・神経痛
- ・リウマチ
- ・五十肩
- ・腰痛症
- ・頸腕症候群
- ・頸椎捻挫後遺症など

慢性的な痛みがある疾病について**医師の診察後**に同意書交付を受けた場合

保険が使えない場合

- ・医師の同意がない場合
- ・保険医療機関で同じ疾病に対する治療等を受けている場合

★病院でお薬などをもらっていませんか？

同じ疾病や同じ痛みに対しての**痛み止めの薬、湿布の処方、注射や処置を受けていると**その部位に関する施術は**全額自己負担になる場合があります。**

マッサージ施術を受けられる方へ

保険が使える場合

- ・筋麻痺
- ・筋委縮
- ・関節拘縮など

医療上マッサージが必要な場合で**医師の診察後**に同意書交付を受けた場合

保険が使えない場合

- ・医師の同意がない場合
- ・疾病予防のマッサージ
- ・疲労回復や慰安目的の場合

★治療の目的で施術を受けていますか？

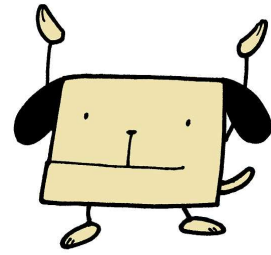
筋麻痺・筋委縮・関節拘縮などの症状で**治療を目的とした場合のみ保険が使えますので**ご注意ください。

保険を使って

はり・きゅう・マッサージ施術を受けられる方またはご家族の方へ

★同意書を作成する主治の医師について

同意書は主治の医師が作成することとなっています！



Q. 「主治の医師」とはなんですか？

A. 同意対象となる疾病や症状について、主に診察(治療、処方、処置など)を行っているお医者さんのことを言います。

※対象疾病や症状の詳細は裏面で確認してください。

★療養費支給申請書への署名または押印について

申請書に署名や押印するときは、申請書や一部負担金明細書で請求内容に間違いがないか必ず確認しましょう！

Q. 患者本人が署名または押印できないときはどうしたらいいですか？

A. 患者本人から許可を得た家族・親族、法定・任意代理人が代理で署名することができます。その場合は、患者本人による押印の必要がありますが、押印もできない場合は、申請書の内容を確認した家族・親族、法定・任意代理人が押印することとされています。

★領収書について

領収書の無料発行が義務づけられています。受けられた施術に対する保険対象の費用について確認をしてください。保険対象の費用は、病院や診療所と同じように一部負担金のみの支払いになります。

※領収書は「医療費控除」を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

療養費を適正に支給するために…

はり・きゅう・マッサージ療養費は厚生労働省が支給基準を定めており、申請内容に疑義がある場合には、「国民健康保険」から電話や文書・訪問等により照会させていただくことがあります。

みなさんやご家族の方がマイナ保険証等で診察や施術を受けた場合に、倉敷市から医療機関等に支払われる医療費は、みなさんが毎月納めている保険料等によってまかなわれています。健康保険の適正な運営のために、ご協力をお願いします。